

# 狭あい道路（幅員4メートル未満の道路）の 後退用地を整備した案件について パトロールを実施しました！

本市では、幅員4メートル未満の道路のうち、特に拡幅が必要な道路を横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「狭あい条例」という）に基づき「整備促進路線」に指定しています。整備促進路線に接する敷地では、後退整備について市と協議し、整備費用の一部に補助金の交付等を行う「狭あい道路拡幅整備事業」に取り組んでいます。

平成29年9月1日に改正された狭あい条例では、補助を受けて拡幅整備を行った場所では、後退用地に支障物を設置することや、後退用地の形を変えることを禁止しています。

そこで、補助を受けて整備した後退用地の 状況調査 と、引き続き 後退用地を維持していただくようPRするために、パトロールを実施しました。

## 1 パトロールの概要

- ・実施期間 令和2年9月8日（火）～10月8日（木）
- ・対象地域 市内全域
- ・対象物件 狭あい条例に基づき令和元年度に補助金を交付した物件：92件
- ・調査方法 委託業者が対象物件を巡回し、確認しました。

## 2 実施結果

92件全件について、法令等の違反は認められませんでした。

## 3 PR活動

パトロールを実施した所有者等に対して、セットバック部分の適切な維持管理を呼びかけるチラシを配布し、PRを行いました。（添付資料1、2参照）

## 4 今後の取組

- 今後も継続してパトロールを行い、セットバック部分の状態の把握に努め、障害物の設置防止に向けて、適切な維持管理を働きかけます。
- 補助を受けて後退整備を行った場所に、後退済プレートを配付し、引き続きプレートの設置を働きかけていきます。  
これにより、後退用地であることを明確にし、維持管理を促すとともに、整備を行った場所への関心を促し、周辺への拡幅整備事業のPRにもつなげていきます。



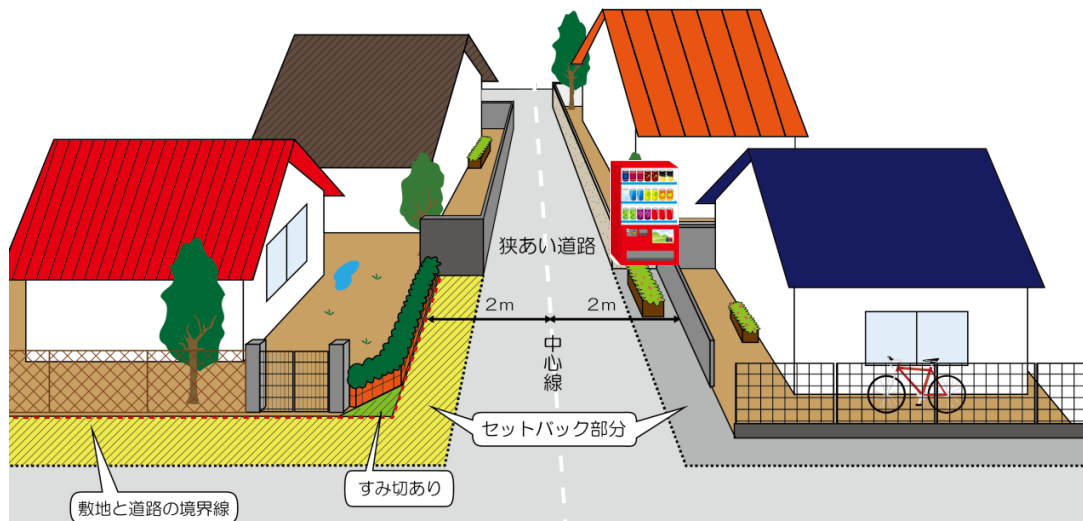
後退済プレート

### 【狭あい条例について】

- ・ 条例第 20 条第 1 項 補助金の交付を受けて整備した後退用地等及び横浜市により舗装又は管理が行われている後退用地等において、支障物の設置を禁止
- ・ 条例第 20 条第 2 項 上記后退用地等の形状の変更を禁止
- ・ 条例第 21 条 条例第 20 条第 1 項又は第 2 項に違反した者に対し、指導又は文書で勧告することができる
- ・ 条例第 19 条 条例第 20 条第 2 項に違反した当該建築主等に対し、工事に要した費用に相当する額の返還を請求することができる

### 【支障物とは次のようなものが該当します】

- ・ 緊急車両の通行の支障となるような、人力で容易に動かすことができないものに限りします。
- (1) 道路運送車両法第 2 条第 1 項：この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
  - (2) 花壇・樹木・生け垣・垣根等
  - (3) 鉄柱・置石（装飾用・車止め用）・車止めブロック・駐輪設備等
  - (4) 自動販売機
  - (5) 大型ゴミ収納庫・ベンチ・パーゴラ等



### お問合せ先

建築局建築防災課 がけ・狭あい担当課長 成田 充 Tel 045-671-2959